

北海道告示第 1 0 5 9 1 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 5 条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北海道知事 鈴木 直道

登 録 番 号	肥料の 種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失 効 年月日
					名 称	住 所	
北 海 道 第 2 9 5 7 号	そ の 他 の 草 本 性 植 物 油 か す そ の 粉 末	ひまわり油か す	窒 素 全 量 3.0 りん酸全量 1.5 加 里 全 量 1.3	該当なし	株式会社名 寄給食セン ター	名寄市西 4 条南 4 丁目 1 4 番地	令和 5 年 3 月 29 日